

監査公表第 14 号（令和 8 年 5 月 29 日、県公報第 698 号登載）
令和 7 年 5 月 13 日から令和 7 年 12 月 24 日実施
随時監査の結果に基づく措置通知（令和 7 年度）

監査公表第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した随時監査の結果（令和 8 年 3 月 26 日 7 監総第 1623 号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 8 年 5 月 29 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	渡 辺 美 穂

8 商政 5 4 8 号
令和 8 年 4 月 3 0 日

福岡県監査委員 塩 川 正 一 殿
同 世 利 洋 介 殿
同 森 行 一 殿
同 渡 辺 美 穂 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 8 年 3 月 2 6 日 7 監総第 1 6 2 3 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
商工部	前渡資金について、支出命令者が月の末日に、口座振替一覧表又は支払情報内容一覧表と関係資料を照合の上、口座振替一覧表等に押印又は署名すべきところ、監査対象期間を通じてこれを行っていないかった。	<ul style="list-style-type: none">所属長は、担当者及び上司に対し、財務規則の該当規定や「財務会計事務の手引き」を改めて確認させ、適正な事務処理を行うよう指導した。所属長は、所属資金前渡職員に対し、月の最後の週に、当該事務の実施について担当者に声掛けを行うこと、また、月の末日には、その実施について確認するよう指示した。担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行うこととした。